理由

最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、 飼料の適正な品質管理の推進及び安

全性の確保を図るため、 特定飼料等の製造業者の品質管理の方法等に係る登録制度を実施するとともに、 有

ため、 害な物質 飼料の検定機関の指定制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。 を含む飼料の製造等を禁止することとし、 あわせて飼料の 検定機関へ これが、この法律案を提出する理 の行政の関与の)適正化 を図る

由である。